

第1章 障害福祉サービスについて

1. サービスの体系図

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活または社会生活を営むための支援を受けられるよう、障害者総合支援法に基づき障害福祉サービス等が総合的かつ計画的に行われています。

栗原市においても、障害のある方もない方も、ともに地域で自分らしく安心して暮らせる社会、その人らしさを発揮し、意義のある生活が送れるような共生社会“あったかい栗原”の実現に向けて、さまざまな障害福祉サービス事業を行っています。

